

平成 3 1 年

総務委員会会議録

と き 平成 3 1 年 1 月 2 1 日

品 川 区 議 会

平成31年 品川区議会総務委員会

日 時 平成31年 1月21日 (月) 午後 1時00分～午後 3時18分
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤 昌宏 君 副委員長 新妻 さえ子 君
委員 高橋 伸明 君 委員 中塚 亮 君
委員 いながわ 貴之 君 委員 須貝 行宏 君
委員 吉田 ゆみこ 君 委員 松澤 利行 君

出席説明員 桑村 副 区 長 中山 企 画 部 長
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 大野 計 画 担 当 課 長
品川 財 政 課 長 小林 施 設 整 備 課 長
中元 広 報 広 聴 課 長 木村報道・プロモーション担当課長
山本 情 報 推 進 課 長 榎 本 総 務 部 長
米田参事(総務課長事務取扱) 黒 田 人 事 課 長
立木 経 理 課 長 伊 東 税 務 課 長
齋藤 会 計 管 理 者 秋山選挙管理委員会事務局長
久保田 区 議 会 事 務 局 長

○午後1時00分開会

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「報告事項」、「行政視察報告書について」および「その他」と進めてまいります。

本日もよろしくお願いたします。

1 報告事項

(1) 品川区長期基本計画の策定状況について

○伊藤委員長

それでは、予定表1の「報告事項」を聴取いたします。

まず、(1)品川区長期基本計画の策定状況についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○大野計画担当課長

それでは、私から、品川区長期基本計画の策定状況についてご報告申し上げます。

資料といたしましては、本日、A4資料、品川区長期基本計画の策定状況についてと、その他の参考資料といたしまして、第1回策定委員会で提出させていただきました資料を添付させていただいているものでございます。

それでは、A4、1枚物の資料をご覧ください。

項目1番、品川区長期基本計画策定委員会についてでございますけれども、委員といたしましては32名、学識経験者、区内関係団体、公募区民、区議会議員、区職員から構成しているものでございます。

②参与といたしましては、いわゆる専門的な知見を有する者で区長が認める者ということで、主に大学教授ということでございますけれども、9名の先生方にご参画いただいているものでございます。

(2)番、第1回策定委員会についてということで、平成31年1月9日、先々週の水曜日に開催させていただいたものでございます。

内容といたしましては、委員委嘱の後、区長より委員長に諮問を行い、将来人口推計、人口動態等について、事務局より説明をし、審議を行ったものでございます。

③区内関係団体等からの主な意見といったところで、人々の価値観が多様化しており、計画に反映していきたい。高齢化が進展しており、福祉の比重が高くなってきている。働く女性の視点でありますとか、子を育てる親の視点を計画に盛り込んでいきたい。IT関係が台頭するなど産業構造が変化をしてきている。外国人増加が見込まれる中、どう迎え入れるかの検討が必要である。物販店が減少するなど商店街も変化をしてきており、高齢化による買い物難民への対応も検討するべき。老朽化するマンションや増加する空き家への対策、助成を進めるべき。健康志向が高まっているにもかかわらず、スポーツの参加人口が増えていない現状がある。オリ・パラ後のインバウンドに向け、政策の検討が必要である。障害者がスポーツをするための環境整備が必要である等々の御意見をいただいたところでございます。

項目2番目ということで、今後の予定ということでございますけれども、第2回策定委員会を3月14日木曜日、午後2時からということで予定をしているものでございます。

主な審議の内容といたしましては、区政における基礎的な資料を事務局からご説明をいたしまして、

委員会の中で意見交換していただくというものでございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

品川区長期基本計画の策定委員会が開かれまして、計画の中身そのものについては、私も委員でありますので、その場で申し上げさせていただきたいと思うのですが、まず、前回の委員会でも指摘したように、時間が短かすぎて、各委員の発言機会を保障し切れていないと思うのです。この点について、区はどう考えているのか伺いたいと思います。

また、今日の資料に、主な意見がありますけれども、当日は、32名の委員と9名の参与、参与の方で欠席された方がいらっしゃいますけれども、貴重な意見がさまざまあったと思います。そういった中で、この資料の主な意見は全体を網羅しているとはとても思えないのです。主な意見はどのような基準で区は資料に出しているのか、私にとっては区の政策に沿うものをピックアップしているようにしか、申しわけないのですが、思えないので、この点についても伺いたいと思います。

○大野計画担当課長

まず1点目の時間が短いといったようなお話でございますけれども、委員の皆様のご都合、それから、集中力といいますか、会議がだれないといったところで、やはり2時間が限度であるというようなことで、委員会運営を委員長、副委員長とも打ち合わせをした上で、現在のところ2時間程度としているものでございます。

それから2点目の主な意見についてでございますけれども、本日の資料につきましては、区内関係団体からいただいた主な意見というような形でまとめさせていただいているところでございます。全てのご意見等々につきましては、現在、要旨を作成中でございますので、そちらのほうには記載をさせていただく予定でございます。

○中塚委員

時間のことでございますけれども、2時間が限界だということであれば、例えば小グループに分かれたグループトークにするなど運営を工夫すればよいと思いますし、この長期基本計画に品川区は1年をかける予定ですが、2年かけている自治体もありますので、そこは運営を工夫すべきという意見を述べさせていただきたいと思います。

また、主な意見についても、今回は区内関係団体が主だというお話でしたけれども、公募区民の方もさまざまご意見をおっしゃっていましたので、こういう資料を作成する際には、そこもしっかり踏まえていただきたいと思います。

先ほど、要旨を作成しているとありました。当日も、議事録をなぜ要旨にしなければいけないのか、全文公開にすべきだと、その場で述べさせていただきましたが、区は、要旨にすることで、よしとしているのか、どう考えているのかについて伺いたいと思います。あと、これも当日述べましたけれども、傍聴に関する取り扱い要領に、傍聴できない者として、銃器を持っている人、ヘルメット、無線機、マイク、ラッパ、太鼓を携帯している者とか、これが果たして時代に即したものなのかと私は思います。品川区はこういう取り扱い要領で適していると思うのか、その点についても伺いたいと思います。

○大野計画担当課長

2点のご質問で、まず要旨でよいのかというところでございますけれども、必ずご発言いただいた部

分の内容については一定程度踏まえた上で、一部簡略化した要旨という形で区としてはやっていきたいと考えているところでございます。

それから、傍聴できない者につきましても、確かに時代の流れ等々の中で、こういった部分はあり得ないというようなご指摘もあろうかと思えますけれども、この部分につきましても、この形のまま進めさせていただければというふうに考えているところでございます。

○中塚委員

まず、議事録についてですけれども、なぜ一部簡略化でよいと思うのか、その理由を伺いたいと思います。私は、お一人お一人の発言をしっかりと記録し、また経過を残すためにも、全文の議事録を原則とすべきだと思いますけれども、その理由について伺いたいと思います。

また、傍聴できない者が適切だというお話ですけれども、当日も少し違和感を感じましたけれども、銃器を携帯している者が入ることはできないとありますが、別に傍聴に関する取り扱い要領にある前に、銃器はそもそも携帯してはいけないのです。これが果たして適切なのか、今の時代に、笛、ラッパ、太鼓、楽器を携帯している者、これが実際の運営上、必要なのか、当日も言いましたけれども、(7)その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の中に包括されると思うのです。この考えも今後も続けていくというのであれば、ぜひともそこは再検討していただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○大野計画担当課長

要旨の部分でございまして、基本的には内容をきちんと記載した上で、言葉の語尾ですとか、そういった不要な部分についてとっていきような形でございまして、基本的には要旨という形で進めさせていただきたいと考えております。

それから、傍聴できない者についてでございまして、こういった方たちは傍聴ということで区として考えているところを列記させていただいたということございまして、策定委員会の中でも、この傍聴規定でお認めいただいておりますので、この形で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

策定委員会で確認されたことは私も知っておりますけれども、この取り扱い要領においては、例えば、酒気を帯びている者とかは、この策定委員会にかかわらず、審議会とか議会もそうですけれども、進行を妨げる者は傍聴できないという規定の中で判断することが十分可能だと思うので、これについてはぜひ見直していただきたいと要望しておきたいと思えます。

最後に1点確認ですけれども、原則公開となりましたけれども、資料の持ち帰りは可能なかどうかの確認と傍聴を希望する者は、委員会の冒頭で確認せずに初めから傍聴できるのか、また途中で入ったり、途中でお帰りいただいたり、委員会の妨げにならない範囲での傍聴の入退室が可能なのか、その点を確認させてください。

○大野計画担当課長

資料の持ち帰りの部分でございまして、認めているところでございます。

それから、傍聴につきましても、第1回策定委員会で傍聴規定を確認いただきましたので、第2回目以降は、いわゆる冒頭から、2時の開催時刻から入っていただけます。

入退室については、基本的に、議事を妨げない範囲で途中の入退室も構わないということでございます。

○いながわ委員

参考資料の中で、これは確認なのですけれども、例えば区内団体関係者（17名）と出ているのですけれども、品高連とかの団体からは出す必要性がなかったのかどうなのか、もちろん人口動態を見ると、品川区の人口はこれから増えるという流れにはなっていると思うのですけれども、おのずと高齢者も増えてくるわけですから、その視点も必要ではないのかと。もちろん高齢者クラブ連絡会の会長も齢を重ねられていると、なかなかこういう場所に出て議論をするというのも難しくなってくる可能性もあるのかもしれないのですけれども、品川区として今後の10年間を決めていかなければいけない、方向性を決めなければいけない大切な会議だと私は認識しているので、そういった高齢者の意見を聞くためにも、そういう方がいてもいいのではないかと思ったので、それをお聞かせいただきたい。

あと、この日程を見ると、要するに、第1回を1月9日にやって、委員等紹介云々があって、第2回で基礎資料の説明、意見交換があって、第3回から第7回で何となくたたき台がどんどんできてきて、素案という流れだと思いますが、品川区としては、何となくたたき台ができ上がっているものなのか。それとも本当のゼロベースから、この委員会を通じて作られていくのかどうなのか、もちろん区内関係団体からの地域の声を反映して長期基本計画を策定するのは、当たり前ですけれども大切なことです。ただ、それだと、あまりにも情報量が少ない部分だと思うので、たたき台から素案にいくまでというか、今もう現段階でむしろ何となくのたたき台はできているものなのかどうなのか、例えば、議員がいろいろな場所でいろいろ要望をしていて、その中にも長期基本計画に反映してくれといった声が多分あったと思うのですけれども、それはどういう形でここに反映されていくのかということをお聞かせいただきたい。

例えば、私は、MICEの質問をして、部長から人を集客するというのも行政としてこれから考えていかなければいけない、長計に関しても議論はしていきたいというようなご答弁をたしかいただいたと記憶しているので、そういった議員一人ひとりの発言の中で出てきたものは、どういう感じで反映されていくのかということをお聞かせください。

○大野計画担当課長

2点ご質問をいただきました。

品高連等々の団体が入らなくてよいのかといったようなところでございますけれども、区内団体関係者は、ある程度、多様なご意見を聞けるような形でお集めといいますか、お願いをしてきたと考えているところでございます。今回、品高連には入っていただいておりますけれども、第1回策定委員会の中でも高齢者の視点からのご意見ですとか、あるいは障害者としての意見ですとか、そういった意見を大分いただけているというふうにご考えておりますので、高齢者の視点が抜けてしまっているということではなく進められているのかなというふうにご考えているところでございます。

それから、スケジュール感の中でたたき台がもうでき上がっているのかどうかといったところでございますけれども、準備は進めているところでございますけれども、第1回策定委員会の中で出た意見、それから第2回の意見交換の中で出た意見、それからMICE等の例示もございましたけれども、そういった議会の中で出てきた意見等々を踏まえた上で作成を進めながら、5月に向けて準備をしていくという形で進めておりますので、たたき台の準備は、現在しているところでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。品高連が入っていないのは、いいかどうかはあれなのですけれども、障害者、または高齢者のことでいろいろな声があるという話をしていましたが、高齢者はいろいろなカテゴリー

に分かれると思うのです。ただ年を重ねれば高齢者となりますけれども大学の教授をやられている方もいる。その方にはアカデミックな考え方を持っていて、そのアカデミックな考え方が、イコール地域に則するものかどうかというのは、これは全体を俯瞰して見ていかないといけない部分だと思っています。

例えば、高齢者クラブは、今、品川区に113のクラブがあって、活発に活動していて、全国の高齢者クラブの連合体でも、とにかく会員を増やしていきましょうという1つの問題意識の中で健康増進も含めてやっている。だから、逆に言えば、長期基本計画の中でも、その視点が必要なだけでなく、通常の高齢者といわれる例えば60歳以上とか、65歳以上の大学の教授なのか、どこかの会社の社長をやられた、役員をやられた方が言う発言と、本当に地場で活動をされている高齢者、品川区と連携、協働というのでしょうか、いろいろな形で連携をとっている高齢者クラブは、やはりその声は、まさに地域の声が多く含まれている部分だと思うので、たとえここの中で高齢者について議論があったとしても、そこは本質の議論に行き着く前に、「そうですね」で終わってしまうと、今後、どこかで足りない部分が出てきてしまうのではないかという思いがあったので、なぜですかということです。だから、声は出ます。高齢化ですから、あと障害者の方々がずっと住み続けられるものをつくりましょうというのは、誰でも言うことであって、実をいうと、もっと奥深いものがあるというのは、その団体でなければわからないことであるので、そこをぜひ汲みとるような、策定委員会はまだ設置されてしまっている、そこをしっかりと汲みとっていただきたいという思いで質問したので、何かほかに聴取する場合は、もうこの場しかないと思うのであれなのですけれども、何かいま一歩、もっと踏み込んだ策定委員会であっていただきたいというのが、もちろん各会派からも議員が出ているので、その委員に託して言うのも1つのやり方なのかもしれないのですけれども、それでも私たち議員なり何なりが間接的に入っているわけですから、それだったら、直接的なところから意見を聞いたほうがいいのではないかと思います。どうお考えかということをお知らせください。

○大野計画担当課長

委員会の中には入っていただいておりますけれども、団体のアンケートという形で、高齢者クラブ、それから障害者団体等々からアンケートという形でご意見は伺っているところでございます。そういったところの意見をしっかりと踏まえて、たたき台を作成し、策定委員会を進めていきたいというふうには考えてございます。

○いながわ委員

ぜひよろしくをお願いします。

○吉田委員

いろいろな方のご意見をぜひ盛り込みたいというのは、誰もが願うところかと思うのですけれども、この公募の区民の方たち5名が、どれくらいの応募の中で、どういうふうにと選考されたのか。また、固有名詞だと特定されてしまわずに思うのですけれども、この5名がどういった方であるかも教えていただきたいと思います。

○大野計画担当課長

今回、5名の公募区民に参加していただいているところでございますけれども、応募数といたしましては14名の方からご応募をいただいたところでございます。

皆様に、「私が考える将来の品川区」というような内容の作文を書いていただきまして、それについて選考したというところでございます。また、一定程度、やはり年齢ですとか、居住地域ですとか、そ

ういった部分も踏まえた上で5名を選考させていただいたものでございます。

○吉田委員

結果的に、どういう方が選ばれているか教えてください。

○大野計画担当課長

5名についてでございますけれども、20代の方が1名、この方につきましては、地方のほうから品川区に移り住んできて、まだ居住歴の短いという方。それから、女性の方が全部で3名でございますけれども、そのうち2名につきましては子育て世代の方で、今、お子さんを育てていらっしゃる方、それから、残りの2名につきましては、NPOですとか、地域でさまざまな活動をしていらっしゃる方でございます。

○吉田委員

わかりました。ありがとうございます。

もちろん区内団体関係者もこれまでの品川区の運営にも携わってこられたわけですし、とても貴重なご意見を皆さんお持ちだと思いますけれども、やっぱり公募区民の方が主にといいますか、十分意見が言えたというふうに感じていただきたいというふうに思います。

時間の問題は私も2時間でこの人数でというのは大変だと思っていて、ただ別の協議会に公募区民として参加した経験を持たれた方から、それはすごくもったいないのではないかと、自分はフルタイムの仕事をしているのだけれども、ぜひこの協議会には参加したいということで応募して、自分はせっかくだから、何が何でも発言を求めて、1回は意見を言うようにしてきたのだけれども、結局、せいぜい1回意見を言うだけなわけです。そこで、その意見に対して、いやいや自分はこう思うのだけれどもみたいな議論の場は、結局この限られた時間の中では難しいということで、こういうやり方は、もったいないのではないかとのご意見をいただいた経験があります。長時間だと委員会がだれるというのも本当にそのとおりでと思うし、いろいろな方に参加していただくとなると、今度は発言の時間が短くなってしまうというジレンマもすごくわかるのですけれども、この策定委員会の中で、お互い闊達な議論ができたというような場面を設ける工夫はぜひしていただきたいと思います。もし何か見解があったら教えてください。

それから、パブリックコメントを最終的に実施すると思うのですが、パブリックコメントがありますというお知らせが、いつも品川区は遅いのではないかとこのことをすごく感じています。その短い期間にすごくボリュームのあるものを読んでパブリックコメントするというのは、なかなか労力が必要で、結局諦めてしまうという方もいるのではないかと思います。なので、なるべくパブリックコメントの、期間は決まっているとはいえ、いついつぐらいからこういうパブリックコメントがあります、その前提として議事要旨の公開が今されていますというような広報だけでもせめて早くしていただきたいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○大野計画担当課長

皆様の意見を出すために、ちょっと時間がというところでございますけれども、委員長も可能な限り公募区民の方、それから区内関係団体の方から広く意見をまず聞きたいというようなことをおっしゃっていただいておりますので、委員会の進め方の中で検討していきたいと考えております。

それから、パブリックコメントについてでございますけれども、パブリックコメントに至るまでの周知の方法等については、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○吉田委員

決してパブリックコメントだけで全部ができるというふうに思っていませんし、パブリックコメントの結果がどれくらい反映されているのかというのは、常々疑問に思うことが多いのですが、でも、パブリックコメントはすごく大事だと思っていて、そこが区民にとっては最終的に自分が自由な意見を言える場合だと思うのです。だから、その辺について、ぜひ周知を早くしていただくということと、そのパブリックコメントのもととなる議事録、要旨になるかわかりませんが、それが公開されていることの周知もぜひ早め早めに対応していただけるようお願いしたいと思います。

これは要望でとどめさせていただきます。

○須貝委員

品川区長期基本計画策定委員会が設置されたということで、さまざまな決め事については、その委員会で議論すべきことだというふうに考えております。そこで十分、委員同士が意見を交わすということでもいいのではないかと考えております。

ただ、区のほうにお願いがあるのですが、5年も経過しますと、町並みも大きく変化しますし、資料にも書いてありますが、産業構造もどんどん変化している。人々の価値観も多様化している、高齢化も進展している、外国人も増加しているということで、果たしてこのような要素を10年単位の長期で考えていいのかと心配されるところがあるので、その辺については、やはりすごく変化が激しいですから、そこら辺は汲みとっていただいて、皆さんに10年間これでいくのだということではなくて、やはり変化に対応するような基本計画を考えて作り上げていってほしいというふうに思います。意見だけ申しあげます。

○伊藤委員長

では、ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) シティプロモーションの取組について (WEBマガジン)

○伊藤委員長

次に、(2)のシティプロモーションの取組について (WEBマガジン) を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○木村報道・プロモーション担当課長

私からは、シティプロモーションの取組について (WEBマガジン) のご説明をいたします。資料をご覧ください。

委員もご案内のとおり、区内各地には地元を盛り上げていらっしゃる方、区の魅力発信に尽力されている方、そういう区民の方がたくさんいらっしゃいます。区の魅力の1つは、このような方々の持つ魅力、それから、多くの方を巻き込む力であると考えております。

そのような皆さんのユニークな取り組みを、インタビューや動画で取材をさせていただきまして、インターネット上の雑誌のようなものですが、WEBマガジンで区内外へ向けて広く発信してまいりたいと考えております。

取り上げさせていただく方々は、リレー形式、過去にテレビで友達の輪というのがありましたけれども、次の人を紹介していただく、そういう形をもって、幅広くご紹介していくことで、区の人、地域、世代のつながりをアピールしていこうというものでございます。

来月、2月下旬から、現在ございますシティプロモーション特設サイトにおきまして公開、それから、3月までには、この3番目に書かせていただきました(1)から(6)の方々を順次ご紹介してまいりたい

というふうに考えております。4月以降は、2カ月に1組のペースで掲載を予定しておるところでございます。

周知方法につきましては記載のとおりでございますが、広報しながら、報道機関へのリリース、区ホームページ、しなメール、ツイッター等で行ってまいりたいと考えております。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ありがとうございます。年間6組が多いのか少ないのかということが、何かいまいちピンと来ないのですが、2カ月に1回の更新では、今のSNSとか、いろいろホームページやら何やらも常に更新する情報社会の流れについていけないと思っているのだけれども、年間6組というのは、結構重たいWEBマガジンという認識でいいのですか。ちょっとした軽い取り組みをして、結構人が集まったというのではなく、長年ずっとやられてきた人たちの取り組みを載せる。資料を見てもわかるように、(1)から(6)の人は、必ず議会で視察に行ったり話を聞く人たちです。最初の6組はそうかもしれないですが、この後は、逆にどういう仕組みの中で取材をするのか。もっと言うのだったら、地域の活性化のためにやっているのは、町会、自治会なども最たるものではないですか。町会員が少ない、若者も少なくなってくる中で、うまく盆踊りをやったり、防災訓練をやったり、いろいろやっていますね。それはここに該当しないのか。それとはまた全く別の部分で、外から人を呼ぶための取り組みをしている人しか載せないのかとなると、「地域活性化に尽力されている区民の皆さんと」という表現がどうなのかとってしまう。もちろんシティプロモーションですから、どちらかというところ、内から外へ発信するものなので、それなりのしっかりとした取り組みとか、団体のやっているものしか載せられないのか、私はわからないのですが、本当の取り組みは、町会、自治会とかではないのか。商店街連合会が入っていますけれども、だったら、町会連合会が入って、その町会連合会の人たちがこうやってどこが一番いい取り組みをしているかということピックアップして載せるというのも1つの考えなのではけれども、その選査は、誰が、いつ、どこで、どういう取材をしてどうなのかということをお聞かせいただきたい。

○木村報道・プロモーション担当課長

幾つかご質問をいただきました。まず、2カ月に一遍という頻度でございますが、委員も今おっしゃっていただいたように、比較的その方の活動を追いかけて取り組みを詳しく紹介をさせていただく、ほかから見たときに興味を持ってもらえるような形で、いわゆる深掘りをしていくようなイメージで考えておまして、それを考えますと、このぐらいのペースになるのかというところで考えております。

それから、この後でございますけれども、町会、自治会の話も含めまして、こちらに書かせていただく内容ではなく、もちろんこれ以外に町会、自治会をはじめさまざまな形で活躍をされている方がおられます。いわゆる私たちが地域の方とって思い浮かばないような方、何か新しい取り組みをされている方もいらっしゃるかもしれない。比較的幅広に捉えまして、これからはやっぴいこうかと思っておりますので、資料にあるような職種といいますか、業種に限定したものではありません。

これからどういう形で取り上げていくかでございますが、もちろんこちらの方々からのご紹介もあると思います。この人、おもしろいから行ってみなというところから取材に行くような場合もあると思います。

それから、いろいろなアンテナがございますので、そういう部分でぜひこの方をみたいというところがありましたら、その方を訪ねていくとか、そういう形も考えておりまして、何か方法を限定してこうやるというのではなく、柔軟に対応してまいりたいと思っております。

○いながわ委員

ありがとうございます。シティプロモーションという大枠があって、その下の目的・内容で、本当に細かいことなのですけれども、「長年にわたりまちづくり、まちおこし、地域活性化に尽力」となると、おもしろい取り組みではなくて、もう既にずっとやられている方はいっぱいいます。それだったら、「シティプロモーションに関して品川区を外にPRするためにご尽力をいただいている方々」、それでいいと思うのです。町会は町会で地域の活性化のために頑張っているわけですから。この部分がちょっと引かかったので質問をさせていただきました。

だから、逆に言えば、町工場の人たちが集まって、それこそ「下町ロケット」ではないですけれども、何かをやろうといったものも、それは1つの、逆に言えば、品川区では地域のものづくりとして、こういうことをやっていると、大田区ではボブスレーとかをやっている、そういうものも対象の1つになってくるという理解でいいのかなのか。

さっき、紹介でしか行かない、何となく紹介が多くなると、本当にこれは表現はあれですが、ずぶずぶと言うと言いはおかしいですけれども、結局、わかっている人たちが再度ピックアップして、それを区のホームページに載せるというだけになってしまうと、もっと掘り下げていったらおもしろい取り組みをしている喫茶店があるかもしれないし、もしかしたら何か飲食店があるかもしれないし、もしハラル料理を出すお店があったら、多分、品川区にはそんなになんかと思うので、それを大々的にやって、そういう対応をされているところでも1つの取り組みにもなると思うので。

だから、そういうものを、逆に言えば、紹介も、うわさとかも含めて広報広聴課の職員が探しに行かなければいけないわけです。そういうことをもしやるのであれば、人的配置もしっかりとしていかなければいけませんし、そういった部分をどう考えてこの事業を進めていくかという全体像を最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○木村報道・プロモーション担当課長

まさに今、委員がおっしゃったようなスタンスで進めていきたいとは思っておりまして、今までもこういう報告をしたときに議会からもご意見をいただきました。実は中のほうでも同じようなご指摘をいただいております。いわゆる視点を広く捉えて進めてまいりたいというふうに考えて、長年やられてきたこともそうですし、それから、先ほど、例示として挙げられたようなおもしろい取り組みをされている方に着目した形でもやっていきたいと思っております。

やはりこちらのほうからどういう方がいるのサーチをある程度していく。あと、こういうものが知らしめられることによって、このような人もいるよとか、このような人も紹介してあげるよみたいなところも出てくると思いますので、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

○いながわ委員

では、資料の周知のところにもあるように、いろいろな形で行っていくと思うのですけれども、その周知をする際の説明文と申しますか、区民の方が間違った解釈をしないよう、ちゃんとした説明文を載せていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○中塚委員

幅広い視点で捉えていきたいというご説明が先ほどありましたけれども、やはり私はまちづくりやま

ちおこしや地域の活性化についていろいろ考えるときに、品川を含め、地域が受けた戦争の体験、そして平和でこそ人々がつながり、育ち、働き、商店街も、町工場も、また産業も発展していく、そういう意味では、品川における、例えばですけれども、城南空襲であったり、学童疎開であったり、軍事的なものをつくっていた工場とか、品川にはさまざまありますので、ぜひ戦争の体験や平和への尊さを今の時代の人々が語りかけて広げていき、後世につなげていく、こういう視点もぜひ加えていただいて、こういうことがあって今の品川区はあるのだなと少し深くうなずけるような内容も必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

もう1つは、これは年間の予算は幾らなのか、今後、どういうふうに、5年、10年と続けていくのか、予算と今後の展開についても概要をご説明いただきたいと思います。

○木村報道・プロモーション担当課長

2つご質問をいただきまして、まずは戦争、平和の観点でということ、私ども広報としても、先ほどおっしゃった城南空襲の特集番組であるとか、そういうものも通じまして、いろいろな地域でその部分の活動をされている方といろいろやらせていただいたところがございますので、そういう部分も含めまして、幅広に捉えて、いわゆる時系列、時間軸みたいのところも捉えて考えてまいりたいと思っております。

それから、予算でございますけれども、本年度の予算が約650万円でございます。今後の展開でございますけれども、まだいつまでとか、何回やってみたいなところでの期限みたいなのは特に考えておりません。これから委員がおっしゃるような形のいろいろな展開、幅広の展開をしていこうかというふうに思っていますので、そのときどきの状況を見ながらという形になると思いますが、しばらくは続けてまいりたいと考えております。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。リレー形式で紹介をしていくというようなやり方ということですが、これは例えば、みずから手を挙げて、自分も出たいというようなことは可能なのでしょうか。

○木村報道・プロモーション担当課長

可能性としてはあると思います。

ただ、こういう言い方をするとすごく失礼なのですけれども、いろいろな方がいらっしゃいますので、実際に活動を見させていただくとか、そういう中で判断させていただきたいというふうに思っております。

○新妻副委員長

ありがとうございます。もしそういう声が上がってきたときには、ご検討いただけるということもですね。

○伊藤委員長

1点だけ。例えば、政治家が紹介された場合は、どうなるのですか。リレー方式であればその可能性もあるはずです。

だから、政治的なものの取り扱いについては、初めからやっぱりある程度、線を引いたほうがいいと思うので、それは検討してください。よろしく申し上げます。

ほかにありますか。では、以上で本件を終了いたします。

(3) 庁舎食堂の営業休止について

○伊藤委員長

次に、(3)庁舎食堂の営業休止についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者の説明をお願いします。

○黒田人事課長

それでは、私から、庁舎食堂の営業休止について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

項目1の概要でございます。

昨年の12月13日に、現在の食堂を運営している事業者である株式会社日京クリエイトより、食堂について、収支が改善せず経営が悪化していることから、本年の3月31日付をもって契約を解除したい旨の通知がございました。

区といたしましても、これまで運営事業者と営業時間の変更やメニューの見直しなどの改善提案を行ってまいりましたが、引き続いての営業は難しいということでございましたので、契約を解除することといたしました。

つきましては、新たな運営事業者を選定し、営業を再開するまでの間、食堂の営業を休止するものでございます。

項目2の休止期間でございます。

現在の運営事業者の営業が3月末までとなりますので、4月より休止いたしまして、新たな運営事業者の準備期間等を勘案し、1カ月半ほどの休止を見込んでございます。再開は、5月の連休明け中旬ごろを今のところ目途ととしているものでございます。

項目3の今後の日程等でございます。

簡易型プロポーザル方式によりまして、3月中旬ごろまでに運営事業者を選定しまして、年度内に契約締結をいたします。新年度に入りまして一定のリニューアルをした後の、先ほど申し上げました5月中旬ごろからの営業開始を予定してございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

答えられるところと答えられないところがあると思います。今、人事課長がご説明いただきましたことは、2階にある食堂のことを言っていると思うのですが、あそこ場所は、もともとはどこが所管していたものなのかどうなのかということと、賃料が幾らなのか、細かいことで申しわけないです。それはいつも予算特別委員会とか決算特別委員会とかでこういう質問がよく出ているので、予算書を見れば大体賃料が年間幾らで、月幾らというのは、光熱水費がどれぐらいかという、今回、委託事業者なので、要するに、どういう契約で、電気、ガス、水道込みのお金を払ってあそこを借りてやっていたのか、売り上げの何%を品川区に入れてくれという話なのかということとを詳しく知りたい。

おそらくホームページを見ると、日京クリエイトは、資本金が1億円あって、非常にでかい社員食堂とか、いろいろなことを手がけられている会社なので、本当に厳しいから多分切ったと思うのです。ここでは全然売り上げも何も上がらないからやめようという。だから、その要因も何だったのだろうかという。職員の食堂離れなのか、それはあまりいいものができてしまうと民業圧迫になってしまうので、そこは今後考えていかなければいけないと思うのですが、最初の前段の部分を教えていただきたいです。

○黒田人事課長

現在の運営形態でございますけれども、現在は食堂の場所につきましては行政財産でございますので、

行政財産使用許可で使用を許可しているものでございます。その際の使用料は免除といたしまして、賃料はとっていないというところでございます。

運営の形態でございますが、食堂の運営の覚書、いわゆる契約書の中では、光熱水費の2分の1を負担していただくということでお願いしておりました、その他、区からの補助金等はございませんし、売り上げの幾らかを区のほうに戻すというような運営にもなっておりません。基本的には、使用光熱水費の2分の1を会社で負担していただいて、提案いただいた時間で食堂を運営していただきたいということが基本的な食堂の運営のあり方になっています。今回、契約解除に至った経過でございますが、現在の食堂は、平成28年2月から運営しておりますが、基本的に各年度で黒字になっていないところがあります。大きな要因としましては、人件費と光熱水費のところ、光熱水費は2分の1負担ですが、経費としてはかなりかかっている、黒字経営になっていない、拠点でいうと黒字になっていないというところで、会社の経営判断として契約の継続は難しいというところで解除の通知があったというものでございます。

当初の覚書では、平成33年3月までということではありましたが、途中での解除というところというものでございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。通常であれば、家賃が免除で光熱水費の負担も2分の1となると、非常に待遇のいい、私は素人ですから、すごくいいのではないかという思いがある。しかも、これだけ大きな会社がやって赤字になるということは、おそらく値段の設定なのか、本当に先ほども申し上げたように、利用者が少なくなっているなどいろいろな視点が考えられると思うので、そうなってくると、次、簡易プロポーザルで入ってきて、もしかしたら同じ結果になってしまう可能性もなきにしもあらずなので、どこかで利用の仕方、食堂でいいと思うのですけれども、斬新なアイデアを考える時期に来ているのではないかと私は思っています。

それでは、味はどのなのだとか、対応はどのなのだと考えると、やっぱり変えていかなければいけないのかなという部分なのですが、行政として、それを担当する課長として、実をいうと、こういうほうが職員にとってもいいし、地域にとってもいいのではないかという、そういう私案というか、そういうものはお持ちなのですか。それとも、ただただ、これから先、簡易型プロポーザルで運営してくれる事業者を探すという昔ながらのやり方ですと続けていくのかどうなのかをお聞かせいただきたいです。

○黒田人事課長

事業者との打ち合わせの中でありまして、どうしても昼食がメインで食数あまり出ないというところで、今、平均すると大体1日230食ぐらいが出ているところです。席はおおむね100席ぐらいでございますので、昼に2回転ちょっとというような状況でございます。特に覚書の中では、営業時間に朝食提供も入っているのですが、1日平均0.5食しか出ないということもありますので、今回は、前回午前8時からの営業ということ提案条件に入れていたのですが、午前10時からということで、朝食はだめということではなく、午前10時から午後4時までの範囲で条件に合う提案をしていただきたいということで、営業時間については少し柔軟に、朝食提供機能はその部分の人件費とか光熱水費がありますので、少し営業的に厳しいため今回の提案条件を変更しております。また、メニューにつきましても、前は400円から700円程度の中でということで、比較的安価でしたが、客単価もなかなか厳しいという話もありましたので、400円から1,000円程度以内のメニューを提案していただきたいという提案条件を設定しているものでございます。

どうしても現在の庁舎の構造上、休日とか夜間に自由に食堂に出入りできるような構造になっていない中では、なかなかいわゆる飲食店のように独立して営業することが難しいところもございますので、現時点では、今の庁舎の食堂ということであれば、提案条件を変えて、どのような提案ができるかというところで少し運営について見ていきたいと思っているところでございます。

○いながわ委員

本当にしつこいようであれですけれども、おそらく今までと同じことをやっても、多分変わらないと思うのです。昔は役所は安くておいしいというのが結構ブームで、独自で料理人を雇って運営したりということがあったけれども、だんだんそれは民間でできることは民間にということで委託をしたりしているわけではないですか。金額が安いのがいいのか、高いのがいいのかわからないですけれども、例えば、何ブースかつくっておいて、チャレンジマーケットではないですけれども、地域の飲食店の方々に、もしどこかに出店する余裕があったら、そういう人たちを例えば月変わりとかで入ってもらって、その際、光熱費や家賃など取らない。そうすれば、地域は地域で活性化にもなっていくと思うし、あそこのお店は品川区の中でやっているのだなどという話にもなるので、それはいろいろなカテゴリーがあるかもしれませんが、海老名サービスエリアのように、すごい狭いブースでおいしいものを提供しているところなどいくらでもあるわけです。だから、それを考えると、今までと同じ全部を委託して任せてしまおうという考えも1つあるかもしれないけれども、これは所管が変わって商業・ものづくり課になるのかわからない、元所管の課長もいますけれども、要は、新しいものを考えて、もったいないのです、いくらそこに行くアクセスが悪くても、アクセスが悪いところに人はなにげにおいしければ集まったりする部分があるわけですから、だから、しっかりとした形であのスペースを有効利用するには、チャレンジマーケットではないですけれども、地域の飲食店、それは量販店は除くのか、それは別にしても、そういう考え方も必要ではないですか。私、今、提案してしまっていますけれども、どう思いますか。

○黒田人事課長

現在の運営形態については、基本的に場所を貸して、光熱水費は半分区分が持つので自由に経営してくださいというのが基本スタンスであります。また今回、簡易型プロポーザルをやるのは、それなりにニーズがありますので、できるだけ休止期間を短くするため、簡易型プロポーザルを行って事業者をまず決めていきたいということでございます。委員ご提案の件につきましては、今後、食堂運営を事業者とやりとりする中で、例えば、あの場所のできるのかとか、厨房の機器が場所の関係や水回りの関係で大型の昔ながらの給食施設みたいな厨房でありますので、その辺も勘案しながら、また今後、事業者が出す提案のヒアリング等々において聞いてみたいと思っております。

○いながわ委員

今度、予算特別委員会もあるので、そういう話もあるのかもしれないですけれども、行政財産ということなので、本当に有効利用していただきたい。有効利用するに際しては、厳しい運営の中、無理してやって、行政のこともやっていますというのが、会社側からするとそれが1つのメリットになって赤字でもやるというあれがあるかもしれないですけれども、そうすると、どこかで無理が、しわ寄せが来ますので、可能なのであれば、やっぱり地域にも貢献ができるような、地域の若手飲食店経営者を育成するという意味も含めて、そういう考えもあるということだけ頭の本当に隅でいいので、置いておいていただければと思います。よろしくお願ひします。

○中塚委員

今回の庁舎食堂の営業休止について、施設整備ではなく人事課が報告しているということは、職員の福利厚生という視点からの報告なのか、改めて庁舎の食堂が福利厚生であり、また一般の庁舎の利用者や区民の方も使えるという意味では区民サービスでもあり、どういう位置づけで運営を行っているのか、その点を伺いたいと思います。

もう1点、今のやりとりもそのとおりですけれども、率直に言って、食堂としての魅力をもっと磨ける部分はまだまだあるのではないかと思います。私もたまに利用しますが、どこに食券を置くのか、どこに並ぶのか、私もいつもわからないなと思うので、混んでいるときには行きたくないなと思ったりします。また、メニューについても、平成28年に業者が変わって、値段も上がりましたが、それがどこまで1品1品の魅力につながっているのか、日替わりだったり、いろいろ工夫は感じますが、まだ工夫の余地はあるのかと思います。今後、簡易型プロポーザル方式をとるといふことですが、どういう視点で選んでいくのか、そこを伺いたいと思います。

○黒田人事課長

まずは、なぜ人事課の所管なのかという件につきましては、平成27年度までは職員互助会でそれまでの運営事業者と契約していたというような経過でございまして、業者を新たに選定する際に、その経過もあって人事課のほうでその当時行ったということで、現在は行政財産使用許可で光熱水費負担2分の1ということですから、いわゆる職員の福利厚生を目的ということを中心にしているわけではございませんが、一部、プリペイドカードは、その前の事業者時代から提案条項に入っていたということもございまして、新たな提案の中では、より区民サービスのほうに重点を置いた提案が出てくればよいというふうに思っているところでございます。

食堂のメニューの工夫云々というのは、今ある設備の制約、面積、入り口、厨房機器などの中で、いものを事業者からご提案いただきたいと思っているところでございます。

○須貝委員

今回、事業者が休止に追い込まれたということですが、この庁舎の近くに本当に多くの飲食業ができていて、これは本当に競争している、競争原理がある飲食業は、本当に大変だなというふうに思います。

ましてやこの食堂は役所の中にありますから、一般客がなかなか来られない。そして、その中で以前と比較しても利用者数が上昇していないのではないかと。それがやっぱり大きな致命的な経営上の問題点になっていると思います。なので、新しい事業者が入ってきても、またこういうふうに休止されて事業者が変わるようになるのかを非常に心配するのです。やはり職員の方には、食堂で食べて、またすぐ自分の職場に戻らなければいけないという環境も必要なわけで、そういう人たちはどうしても雨にも当たらないで食堂まで行けるといふことを考えると、やっぱり何とか庁舎の食堂を維持していく必要がありますし、また区民サービスの一環としても、これは残すために支援しなければいけないのではないかと気がするのです。

この食堂は民間と言っても、どこにも宣伝してませんし、庁舎の食堂がありますとどこにも書いていないわけですから、その中で競争しろと言っても、これは本当に不平等な競争です。その中で区民、また職員の方が助かる場所なので、何とかならないかと思うのです。実際、ご存じのように、今、食料費、現業費も原材料費も値上がりしているのです。その中で人件費もやっぱりじわじわと、パートの人件費も値上がりしているという状況を見ると、本当に一般競争できないこういう食堂は淘汰されていってしまうのかなと思いますので、その辺は、きちんとそういう現状を捉えて、区民サービスの一環から何とか業者が頻繁に変わらないように、長くやっていけるような支援をしていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 芳水小学校第2期校舎改築その他機械設備工事請負契約

○伊藤委員長

次に、芳水小学校第2期校舎改築その他機械設備工事請負契約を議題とします。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

私からは、報告事項の(4)芳水小学校第2期校舎改築その他機械設備工事請負契約につきまして、ご説明をさせていただきます。

本件は、9,000万円以上の工事請負契約につきまして、本委員会に報告するものでございます。資料の1ページをご覧ください。

本工事は、芳水小学校のプール棟・倉庫棟および外構部分の機械設備工事を行うものでございます。

契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札状況につきましては、恐れ入りますが、2ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

入札状況調書の1番の会社の辞退理由は、人員不足によるものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含めまして1億5,012万円。落札率は99.9%。契約の相手方は、太洋・三橋建設共同企業体、代表者、太洋テクニカル株式会社、代表取締役河合正三でございます。

支出科目は、平成30年度一般会計、平成31年度、平成32年度債務負担行為でございます。

工期は平成32年5月29日でございます。

次に、3ページの概要書をご覧くださいいただければと思います。

主な工事内容は、第2期校舎棟の給排水設備工事、空調設備工事、それと外構工事に伴う校庭散水設備工事および給排水設備工事となります。

資料の4ページに敷地内での配置図を表示してございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○須貝委員

辞退理由についてですが、工事内容は機械設備工事で給排水設備工事および空調設備工事とあります。そして、プール給排水設備工事・ろ過設備工事、業者とすれば、ほとんどどこかの機器を購入して設置するだけではないのかと、そんなに人員を要するような機械設備工事とは思えないのですが、それでもできないのでしょうか。一般的に、時期もありますけれども、空調設備などは、今、ほとんど一般家庭でエアコンの設備設置はやっていないので、そうすると、人員がたくさんいらっしゃるような気もするのですが、人員不足ということは、この会社に普段からほとんどいらっしゃらないということなのか。ではないですよ。ちょっとここが解せないのですが、内容だけ説明してください。

○立木経理課長

辞退理由は人員不足で、担当者を配置できないためにというふうにはしかいていないので、何とも説明しがたいところではあるのですが、やはり技術者の配置を求める場合、工事案件によっては、技

術者の配置が必要であったりという部分で、例えば現場を掛け持ちとかをされている会社ですと、その分、なかなか配置が間に合わないということもございますので、おそらくはそういうことなのだろうかというふうには考えてございます。

○須貝委員

意見だけ、品川区で年間さまざまな設備工事、請負工事を発注していますが、辞退者が出ると、残り1社だけで落札するというのは、ちょっと残念な気がするのです。品川区は、事業者にしっかりと支払っているし、多くの事業者が的確に適正に工事をされているのですから、もうちょっと入札に参加してくださる方を増やしていただきたい。品川区は支払いが悪いというなら、2社しか来ないとか、それならわかるのですが、このような辞退で事業者が決まったというのは、ちょっと残念な気がいたします。意見だけ言わせていただきます。

○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 工事等請負契約に係る前払金の限度額拡大について

○伊藤委員長

次に、(5)工事等請負契約に係る前払金の限度額拡大についてを議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

続きまして、(5)工事等請負契約に係る前払金の限度額拡大について、ご報告をさせていただきます。

区では、契約履行の適正確保のために前払金制度を設けており、社会情勢等に合わせ、適宜拡大等してまいりました。昨今、建設業界におきましては、オリンピック・パラリンピック関連や、集合住宅の建設需要の拡大が続いている中、資材等の調達費の高騰など経営状況の逼迫による契約不調などや工事中断などのリスクを避けるため、前払金の限度額を増額することといたしました。

概要でございますが、項目の1番でございます。今回、対象といたしますのは、土木工事、建築工事、設備工事でございます。現在、1つの契約につきまして、契約金額の4割を超えない範囲で3億円と限度としております。これを限度額を5億円に増額するものでございます。

適用年月日は、平成31年4月1日以降の契約案件とする予定でございます。

事業者への周知は、区ホームページへの掲載のほか、対象案件入札時および契約時に拡大内容を説明してまいります。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

限度額拡大の理由はオリンピック・パラリンピックの影響ということですが、今回の限度額拡大は、いわゆる時限立法なのか、2020年の東京オリンピック・パラリンピック後についての対応は、その状況を見て判断するのか、ご説明いただきたいと思います。

○立木経理課長

これまでも社会情勢等に合わせて適宜見直しをかけてございます。今回の件に関しましては、契約事務規則の改正ということになりまして、当面はこの形になります。

オリンピック・パラリンピックのいわゆる建設ラッシュが終わった後の対応については、どのような社会情勢になるか、そのときの情勢等を見極めながら、また検討させていただくということになるかと思えます。

○須貝委員

お聞きしたいのですが、土木工事、建設工事、整備工事が対象なのですが、一般的に、民間の支払いはどのような形が多いのですか。このような形をとっているのでしょうか。もしわかっていれば教えてください。

○立木経理課長

私も具体的に調べてございませんので、何とも言いがたいところではあるのですが、やはり前払金で一定程度、資材購入とかの準備金を渡している。中間払いもございますので、その都度、施工の完成度に合わせて必要な資金をお渡ししていく形が一般的ではなかろうかと考えております。

○須貝委員

いろいろ建設とか何かにかかわった人はご存じかと思うのですが、契約時に大体着金が3分の1、それから上棟、棟上げするときに3分の1、あと引き渡しの際に3分の1というのが一般的な民間企業の通例ですね。役所関係の工事に関して、このような限度数拡大は、私は便宜だと思っております。確かに資材等の調達費の高騰、経営状況逼迫云々あるのですけれども、では、こういう会社がそういう運転資金を持っていないということは、逆に危険ではないか、おそらくこういうことで払えないから、もうちょっと前払金を増やしましょうということは、相手の企業が資金的にちょっと大変なのだと、ということは、そこがもしかしたら経営的に行き詰まるのではないかと、この文面を見ると、私はそういうふう思うのです。そういうところを出して、さらにこういうふうにも前に前払金を渡すというのは、逆に不安に思うのですが、どうなのですか。これから民間との格差もどんどん出てきているということを考えると、いかがなものかなという気もするのですが、教えてください。

○立木経理課長

今、委員おっしゃられた見方も当然考えられるところではございますが、逆の考え方をいたしますと、区がそれだけ、前払金なり、中間前払金をお支払いすることによって、工事が最後まで履行されるというような部分もあると考えられますので、そこら辺は区のほうもしっかりその都度、工事の進捗状況等を確認しながらやっていく中では、こういった制度が必要なことではなかろうかと考えています。

○須貝委員

区の仕事を請け負ったという契約書を見せれば、おそらく銀行でもお金を貸していただけるはずだし、そんな高金利な状況ではないので、民間との格差がどんどん広がってきて、どうなのかと思えますので、我々も不安に思うので、意見だけ言わせていただきます。

○吉田委員

こういうことに不案内で基本的なことを伺いますけれども、先ほど、須貝委員からご発言がありましたが、私も家を建てたときは同じように着金を払って、途中で払って、最後に払ってというふうにしたと思うのですが、前払金は、着手のときに払われて、その後は完成のときに支払われるという理解でよろしいのでしょうか。

○立木経理課長

中間前払金のございまして、工事の場合ですと、契約金額の2割を超えない範囲で、1億5,000万円を限度としております。

○吉田委員

そうしますと、最終的に払う額は契約金額で決まっているわけだから、最初の支払いが重くなるという理解でよろしいのでしょうか。

○立木経理課長

建設工事に入る前に、いろいろ資材の調達等の準備等もごございますので、最初にかかるお金は当然多くなる可能性があります。あとは出来高に従いましてお支払いをするという形になってございます。

○伊藤委員長

ほかにないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達方針について

○伊藤委員長

次に、(6)契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達方針についてを議題に供します。理事者より説明をお願いいたします。

○立木経理課長

続きまして、(6)の契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達方針につきまして、私からご説明をさせていただきます。

本契約に関しましては、これまで公共サービス基本法や、公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正など、民間委託労働者の雇用安定、生活の保障を通じて公共サービスの質を確保し、地域経済の振興に資する入札制度へ向けてさまざまな取組みが模索されてきました。品川区におきましても、建設業退職金共済制度への加入や同共済適用の旨の掲示などを工事契約において求めまして、法の要請にこたえてきたところでございます。

このたび、さらなる労働環境の整備を推進するため、方針を定めまして、契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達を行ってまいります。

方針でございますが、項目の1番にございます。「品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱（案）」を制定いたしまして、契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮するとともに、要綱施行により得られた労働環境等の状況分析、並びに関係団体等への意見聴取および庁内検討会の設置等によりまして、公契約条例の検討を実施いたします。

2枚目に、要綱（案）を添付してございますので、ご覧いただければと思います。

対象となります契約は、第2条に記載してございます予定価格が2,000万円以上の工事請負契約および委託契約でございます。

労働環境の確認方法は、第4条に記載のとおり、労働環境チェックシートの確認により行うものでございます。現在、労働環境チェックシートの項目を作成しておりまして、就業規則等の確認、安全衛生関係の確認、賃金の確認、各種保険加入の確認などを行ってまいります。

労働環境チェックシートの確認によりまして、労働環境が不適切であると認められた場合には、契約の相手方に対しまして、改善を指示し、改善が見られない場合は契約の解除や指名停止などの措置をとることができるようにしてまいります。

資料の1枚目にお戻りください。

要綱の施行は平成31年4月1日を予定しております。4月1日以降に契約する案件につきまして、適用を開始してまいりたいと考えております。

これまで区は契約の相手方の賃金単価等の労働条件の調査等を行っておりませんが、本要綱の施行によりまして、情報を得ることができるようになります。平成31年度には関係団体等への意見聴取などの手法も交えながら、得られた情報を分析いたしまして、公契約条例の検討を実施してまいります。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

ご説明ありがとうございます。本当に数年前からいろいろな質問で、会派としても個人としても、公契約条例の制定に向けた第一歩的な要綱ということで、最初に感想を言うと、ほかと比べても金額的にも2,000万円以上ということで、金額も下がってきているので、委託に関しては1,000万円というところもありますし、中には委託でも9,000万円以上などというところもあるので、それを考えると、要綱自体、非常に精度が高いものだなという感想です。その中で、3点、質問させていただきたいのが、まず、労働環境チェックシートの提出ということで、先ほど課長が賃金、保険加入といくつか言ったと思うのですが、実際そのチェックシートというのは、チェック項目がいくつあるのか。賃金の確認があったので、賃金がチェック項目に入ることによって、最低賃金を下回っているのではないかと、それをこの要綱が制定されたことによって情報を得ることができるということで、確認ですが、賃金をしっかり聴取できるようなチェックシートになっているのかどうか、賃金が出てこないと本当に状況分析ができなくなってしまうので、それがまず1点。

次に、要綱の概要の中に雇用形態を問わずとしてチェックを実施するというので、下請負という文言が入っていて、下請業者というのは、一次、二次、三次、四次、五次とあると思うのですが、二次以降といいますか、そこへの調査も行うという前提のものなのかどうか、そういったチェックシートになっているのかということを確認をしたいということ。

最後に、公契約条例の検討ということで、やはり今まで私どもも質問してきたように、条例制定は必要だと思っていて、ただ、逆にここまで周りの自治体が制定する中で、品川区はある意味、このタイミングがよかったのか、周りの状況を見ながらいろいろ事例も出てきているので、ある意味、このタイミングがいいのかもしれない、そこは別にしても、この中に関係団体等への意見聴取とあるのですが、この関係団体というのは、どこまでの範囲を言うのか。要するに、仕事を出す側だけだったら、全く意味がないものであって、例えば、労働団体、私どもが関係ある連合とか、そういった団体もこの「等」の中に含まれるのか、その3点をお伺いします。

○立木経理課長

チェックシートの項目数ですけれども、大体、今考えているのは20項目ぐらいです。

それから、元請けだけではなく下請けの事業者、二次、三次も含めまして、一応、労働確保計画みたいな形で、一定程度、対応をきちんと職種ごとに1日当たりの賃金等を全ての下請けの事業者からも取得するというような形を今のところ考えております。

それから、賃金等のデータをきちんととれるのかという部分なので、職種ごと、それから、二次請け、三次請けの事業者からも、それぞれきちんと単価をいただけるようなチェックシートを考えております。

それから3点目の関係団体の対象についてでございますが、まだ具体的にどのような団体かはこれから検討させていただきますが、委員がおっしゃられたとおり、いわゆる使用者側の事業者と、労働者側

の労働団体からも、ご意見等を聴取した上で、総合的に検討させていただければというふうに今のところ考えてございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。今、説明の中で、課長は二次、三次ぐらいまででとめてしまっているのですけれども、それは、二次、三次、四次、五次までいってしまうかもしれないのですが、この本質は賃金の問題だと思っています。私は、今、建設に偏った質問をさせていただいているのですけれども、要するに、大工なり、一人親方で入っているその方の賃金をしっかりと調べる必要があると私は思っていますので、その本質を見失わないように、しっかりとした、20項目あるというのは、逆にどのようなものがあるのか興味を沸いてくる部分でもあるので、賃金、労働時間とか、さまざま保険もあろうかと思いますので、そういったことを全部含めた中で、よりよい労働環境、建設現場をつくっていただきたいという思いがありますので、よろしくお願いします。

だから、二次から三次だけではなく、三次は多分いい会社なのです。その下になってくると、だんだん中間搾取をする会社も実際、私もそういう相談を受けて見えていますから、ダミー会社が入って、あえて倒産をして、その下にもう給料がいかないような仕組みをつくってしまうとか、そういうことが実際にあるので、そういうことがないような形でしっかりとした労働環境、だから、今、三次でとめていましたけれども、最後の最後まで、ファイナルディスチャージではないですけれども、最後まで見ていただいて、チェックをしていただきたいということで、それでご答弁があるのだったら、最後に答弁をいただきたい。

いろいろ質問をさせていただいて、結論としては、最初に申し上げたように、要綱自体は非常に精度が高いものであって、これをしっかり運用することによって、やっぱり危惧するのが、とりあえず、公契約条例の検討会は設置してするのだけれども、要綱のままでも十分だよという感じになってしまうのではないかという思いがあって、それだけ自信があるものであれば、しっかり条例制定をして、逆に言えば、他区が品川区のやり方はいいよと目を向けていただけるようなものにしていただきたいので、これはしっかり公契約条例につながるものにしていただきたいということ。それでもしご答弁があれば、ご答弁をいただきたい。

最後に、データ上の問題なのですけれども、実際に品川区は2,000万円以上の公共工事とかを含めて、どれぐらいの件数があるのか、また、2,000万円以下はどれぐらいあるのか、ざっくりでいいので、よろしくお願いします。

○立木経理課長

まず、下請けの部分でございますけれども、先ほど二次、三次で止めてしまったのですけれども、全部でございます。

あと、労働環境チェックシートは、要綱を決めまして、これから初めて取り組んでいくことですので、まずはしっかりとデータをとらせていただいて、あとは、それに基づいてきっちり事業者ともやりとりをさせていただき、契約の相手方の状況を確認した中で、来年度、条例等の検討をさせていただければと思っております。

それから、2,000万円以上の工事ですけれども、平成29年度の実績ですと、全体で601件中101件、16.8%でございます。

それから、委託に関しましては、1,850件中155件、こちらのほうは母数が多いので8.4%でございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。そのチェックシートをつくる20項目というのは、何を基準につくるのか。これこそ労働団体、建設防災協議会とか、そういった団体との話の中でしっかりとしたものをつくっていく、精度の高いものをつくっていくということは必要なのですが、これはあくまでも現状の今まで品川区が用いていますいろいろなデータなどを用いた中で、こういう項目が必要だろうという判断でつくっていることなのかどうなのかというのが1点と、そうではなく、今度は公契約条例を制定するときには、そのチェックシートも利用されるのかは別にしても、各団体を呼んで意見交換を何回かやるという流れでいいのかどうなのか。

○立木経理課長

チェックシートの項目に関しましては、既に先行してやっている他区の事例や関係法令等を勘案いたしまして、内部で検討したものを載せさせていただき予定でございます。

○いながわ委員

ありがとうございます。

○中塚委員

労働環境チェックシートで賃金を把握するとのご説明ですが、この賃金が適正であるとの判断は何が基準になるのか伺いたしたいと思います。

それと、実際に支払われている金額とチェックシートで提出されているものが同じであることの確認はどうするのか。逆の言い方をすると、事実と異なるものを提出することを防ぐには、どのような仕組みになるのか伺いたしたいと思います。

○立木経理課長

労働環境チェックシートでは、契約している相手方の企業が最低賃金を記載していただくことになろうかと思えます。適正なのかどうかという部分に関しましては、それがきちんと最低賃金を割っていないかどうかという部分のチェックということになろうかと思えます。

あと、実際に出していただいたチェックシートの金額が、正しいものかどうかについては、私ども、それを信じるような形になります。ただ万が一、例えばそれで労働者の方から何か申し入れがあった場合には、私どももきちんと契約先の事業者には調査に入るというような形をとるようなことになるかと思えます。

○中塚委員

賃金を把握するけれども、それが適正であるかどうかは、企業の最低賃金というご説明が今あったのですけれども、これはいわゆる法律に基づく最低賃金ではなく、その会社が定めた最低賃金という意味なのか、ちょっとよくわからなかったのでご説明いただきたいのと、それと、公共事業を発注する際の価格を決める際に、品川区も賃金、労務を基準として積算を積み重ねていくと思うのだけれども、その賃金と合っているかという区の判断基準はないということなのか伺いたしたいと思います。

それと、正確なものかどうかということですが、本人が申し出れば対応するということでしたが、その会社が幾らですよという金額は公表されるということによろしいのか、あわせて伺いたしたいと思います。

○立木経理課長

最低賃金について説明がうまくいってなくて申しわけございませんでした。記載していただくのは、契約した相手方の会社がその職種の労働者の方に払っていただいている中での最低賃金は幾らですかと

いう問いかけに対して、一番安い方でこれくらい金額ですというふうなものを記載していただくということになりますので、それが法律で言うところの最低賃金と比較して、それを下回っているような状況であれば、私どものほうから改善指導をさせていただくということになるということでございます。

実際に支払われている金額と設計の積算価格、工事の積算価格の部分ですけれども、あくまでも積算のほうは設計労務単価、東京都基準で算定しているものでございます。そこから実際に労働者の方に幾ら払われているかという部分に関しましては、これは労働規約の部分の話になってございまして、私どもがこうしてくださいと強制することはできない部分がございます。そういったところで各種法律、法令、そういったものと照らし合わせて最低賃金を下回っていないかどうかという確認をさせていただくということになるかと思えます。

あと、いただいた労働環境チェックシートの公表につきましては、これは契約上での話になりますので、非公表という形になります。あくまでも申し出の部分は、あくまでも賃金が低いだけでもどうなのだろうというような疑問点があったときや労働者から申し出があった際に確認をさせていただくというような形になるかと思えます。

○中塚委員

労働環境チェックシートに書かれる賃金は、その職種の中で一番最低となる賃金を報告していただくということはわかりました。ただ、その改善を求めるのは、法律に基づく最低賃金、いわゆる最賃と呼ばれるものを下回らなければ区は改善を求めないということでよいのか確認したいと思えます。

それならば、目的とする民間委託労働者の雇用安定や生活の保障につながっていかないと思うのですけれども、いかがでしょうかということです。

もう1つは、この間、労働者の報酬下限額を設定することを求めてまいりましたが、従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を受注者に義務づける内容にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○立木経理課長

今回ご提示させていただいております要綱の部分に関しまして、最低賃金を下回らなければ、基本的には労働契約の中での話になりますので、それに対して発注元であります区のほうから賃金を上げてくださいというようなことは申し出はできないと考えております。

ただ、社会保険の加入状況ですとか、そういったトータルな労働環境、労働条件等もあわせて、このチェックシートで確認をさせていただくようになります。賃金の部分に関しましても、法律違反がないような額で支払っていただくというところをチェックいたしますので、それによってこの要綱の基準は満たせるものと考えてございます。

○中塚委員

結局は、法律が定める最低賃金を下回らなければ改善を求める内容ではないというならば、この間、さまざまな団体や議会でも議論のあったいわゆる公契約条例の趣旨を生かし切れていないと思うのです。そこで具体的に従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を受注者等に義務づける内容、つまり、報酬下限額の設定が必要だと思うのですが、その考えはない公契約条例の検討を行うのか伺いたいと思えます。

○立木経理課長

賃金の下限の部分でございますけれども、今、国の法律で最低賃金法がございます。それを上回る賃金下限を設定したという場合、そこで二重構造になってしまうという部分がございます。そういったことが果たしていいのかどうかということも含めまして検討をしていくということになるかと思っております。

ります。

○中塚委員

最低賃金はあくまで最低額ですから、それでは建設労働者の実態と合っていませんし、ぜひ質の高い工事、雇用の安定、生活の保障のために、報酬下限額の設定を強く求めておきたいと思います。

最後に、この要綱（案）についてです。区が発注する契約に係る適正な履行および云々かんぬんとありますけれども、これはいわゆる工事に係るものだけを差していて、例えば業務委託、指定管理者制度の契約も対象となるということなのか、それとも工事のみということなのか、要綱の中身をご説明いただきたいと思います。

○立木経理課長

今回、ご提示しております要綱に関しましては、要綱の第2条のところに、(1)、(2)というところで、予定価格が2,000万円以上の工事請負契約と予定価格が2,000万円以上の委託契約ということで、業務委託の部分も含んでございます。ただし、指定管理者制度は今回含んでおりません。

○中塚委員

工事と業務委託も含まれているということですが、公契約条例のこの間の議論は、税金を投入する契約について、例えば年収200万円を下回るワーキングプアをつくってはいけない、質の担保と労働者の雇用の改善が主眼だと思います。そういう意味では、指定管理者制度も対象にすべきだと思うのですが、最後にいかがでしょうか。

○立木経理課長

指定管理者制度に関しましては、モニタリング等の制度もございますので、そちらのほうで一定程度カバーできるのかなというところで考えてございます。

今回の要綱に関しましては、2,000万円以上の工事請負、それから委託請負契約にさせていただく予定でございます。

○吉田委員

今の最後のご答弁でいくと、指定管理者制度についてはモニタリング制度でカバーしていくということだったのですけれども、そうなりますと、今現在はモニタリング制度の中に労働環境というのが入っていないということで、この間の委員会のご答弁では、今、検討しているということだったのですけれども、今のご答弁と矛盾がないようにしていくためには、モニタリングの中に労働環境についてチェックされるというふうに理解してよろしいのでしょうか。それがないと、制度上、矛盾が出るかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

指定管理者の制度に関しましては、労働環境チェックを今、試行しているのですが、それを正式に進めていきたいということで検討をしているところでございます。社会保険労務士に入っていた形での労働環境チェックをモニタリング制度の中に組み込みながら制度化して運用していきたいということで、今、準備しているといった状況でございます。

○吉田委員

わかりました。では、そのように進めていただきたいと思います。

それからもう1つ、このチェックシートの20項目なのですが、その内容についてぜひ知りたいと。検討する必要があるのではないかと思います。公契約条例、ぜひ条例化の方向でいただきたいのですが、条例となりましたら、具体的にどういう点をチェックしていくかということも条

例の中に入って行くのかとか、それから、その内容の改善とか、そういうことはどのように今考えておられるのか伺いたいと思います。

○立木経理課長

例えば、来年度、条例を検討するに当たりまして、労働環境チェックシートを出していただくに当たっては、やはりつくっていただいた契約の相手方の事業者、いろいろお話も伺いながら、例えば、これは適す、適さないとか、そういったこともございます。あとは、ヒアリング、意見聴取等の中で、そういったものも含めていろいろ検討をさせていただければと思っております。

○吉田委員

ぜひ、実質的にちゃんとチェックできるものになるのだろうかというのが一番皆さん懸念される点ではないかというふうに思います。特に先ほどから議論になっております賃金について、最低額はこれぐらいということをチェックしていくということなのですが、それが本当にそのとおりにかどうかのチェックが、どうしても気になる場所かなと思います。

それから、ちょっと違うのですけれども、今、例えばいつも品川・生活者ネットワークとして質問しているのが、私立保育園の保育従事者へのキャリアアップ補助金、東京都によって出ている、それが本当に本人の手元にいくのかというのは、結構みんな関心を持っているところで、例えば横浜市とかは、本人がちゃんと受け取ったという書類がそろっていないと支払われないというような仕組みをつくったということもあって、やっぱりそこまでいかないと、みんな今の状況では信頼できないような現状だと思うのです。それがちゃんと一人ひとり働いている人の手元に支払われているというチェックは何らかの形で、私も今、具体的な提案ができなくて残念なのですけれども、考えていっていただきたいと思います。

もし何かその点についてご見解があれば伺いたいと思います。

○立木経理課長

ご意見については所管のほうにお伝えいたします。

○須貝委員

今回、契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達方針ですが、本来、親会社から委託する一人親方、下請け会社のうち、主に建設業関係の主従、親会社、子会社という中で、下請けが適正な労働条件、適正な賃金が確保されているのかということが、やっぱり社会的な大きな問題を受けて、これが出てきたと思うのです。区のほうもこういうふうな努力をされているのですが、建設業関係では、長い間の上下関係、下請け関係を見ると、親会社に反論するとか、もっと値上げしてくれというのは、なかなか言えない、そういう業界なのです。その中で賃金がほとんど上がらない、我々もそういうような実態を把握していて、おそらく区のほうでも耳にはしていると思うのですが、そういう実態を見ると、このチェックシートで、下請けが、「いや、大丈夫です、適正な賃金ですよ」とか、幾ら幾らですよというのが、チェックできるにしても、実態とかけ離れたものになるのではないかと我々は思うのです。そうすると、本当に改善を図るならば、直接区のほうで、その下請けまでも管理して、直接賃金を支払わない限り、そこに親会社から適正な賃金が払われているということが確認できないというふうに思うのです。そうすると、例えばこういうふうに取り組みはされますけれども、仕組みとして無理があるのではないかと。親会社、下請けの主従関係を見ると、ここまで長年つくってこられた建設業の産業構造の中で、抜本的な改革をするのはなかなか難しいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○立木経理課長

業界団体といいますか、業界の慣習みたいなものは、止められるものだとは思っておりますが、その中で、今回、要綱に記載していますのは、このチェックシートに虚偽記載等があった場合にはペナルティーがありますというようなことでやらせていただきますので、一定程度の抑止力をもちろん私どもも期待しての今回の要綱にはなっております。

あとは、信頼関係でいろいろ話を聞きながら部分で詰めさせていただくというような形になっているかと思っております。

○須貝委員

下請けは弱い立場にあるので、区のほうとしてもいろいろ努力して、これから改善はしていくと思うのですが、我々、実態を聞いていて、建設業は忙しいから下請けも賃金が上がったでしょうと聞かけると、いや、上がりません。逆に厳しいものがありますということをおっしゃる方が多くて、確かに事業を請け負っているところの中には、それなりの収益を上げているようではありますけれども、なかなかそうになっていない。どこまで区が踏み込めるかは難しいと思うのですが、何とかそういう方たちにも目を向けていただきたいと思います。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

(7) 債権の放棄について

○伊藤委員長

次に、(7)債権の放棄についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○齋藤会計管理者

(7)債権の放棄について、ご報告いたします。

区民税、国保料など区が差し押さえ、換価処分ができる債権を除く、いわゆる私債権については、区はその取り扱いについて条例を定めております。規定の中で債務者が破産や無資力となった場合は、債権管理審議会の諮問を受けた上で債権を放棄する取り扱いとしております。今回、1ページに、総括表がございますが、生活保護費と処分自転車等売却費について、債権を放棄いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

恐縮ですが、1枚おめくりいただきまして裏面です。

債権の名称が、弁償金（生活保護費）とありますが、弁償金はいわゆる不正受給には当たりません。生活保護を受給された後で年金の手続をして年金を受給した場合などが該当いたします。

本来は、年金受給額相当分を被保護者から返還していただくべきところではありますが、1番から8番、これは単身の被保護者で、宿泊施設や更生施設などから自主退去した後、所在が不明となって、その後、所在がなおわからない。かつ、残された住居地に差し押さえすべき財産が残っていない場合がございます。

9番から、めくって37番までが、単身の被保護者が亡くなられた場合で、戸籍調査を行いまして法

定相続人がいない、あるいは法定相続人がいても納付の見込みがない、かつ、訴訟などを起こした場合でも費用に充ててまかなえるような財産を残されてごさいませんでした。いずれも、平成29年7月31日に徴収停止を行い、1年間、状況を見ましたが、その後、変化がなかったということで、債権を放棄したものでごさいます。

次に、5ページになります。

債権の名称が処分自転車等売却費、31万500円でごさいます。少し概略を説明させていただきますと、区では、放置自転車を引き取っていただいておりますが、引き取りがない場合は、告示の手続をした後、6カ月がたちますと、区の所有になります。まず障害者の雇用機会を生み出すということでございまして、状態のよい自転車は、ふれあい作業所に無償で払い下げ、修理、清掃を障害者の方にやっていただきまして、リサイクル自転車として販売をいたします。平成29年の例で見ますと、引き取りのない自転車は3,770台ございまして、その内リサイクル自転車は400台程度でごさいます。今回の案件は、残りの3,300台について入札して契約業者を定めて売却いたします。売却した自転車は、海外で売る、あるいはスクラップにすることが前提となっております。売却代金は区の歳入となっておりますが、契約業者の経営状況が平成28年度から悪化いたしまして、代金の未払いがあり、分割などで納付をさせておりましたが、東京地方裁判所より、平成30年9月に破産手続廃止決定が通知されたことから、表記の表にごさいます3カ月分の売却代金につきまして、債権を放棄するといったものでごさいます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

1から9の生活保護に関して、住所が追えなかったという説明をいただいたのですけれども、住所が追えないまま、その該当者がどこかでお亡くなりになったりというケースもあるかと思うのですが、もしまたどこかの施設に入ったり、どこかの区で転入届を出すかわからないのですけれども、そうした場合は、品川区に通知が来るのですか。

○齋藤会計管理者

細かいことは、承知していませんけれども、施設に入っている場合は施設長から連絡が来る。なくなった時点で保護は廃止になる。次の所在地で住民票があろうがなかろうが、生活保護は受けられますので、その間の自治体間の連携がどうなっているかについては、私は承知しておりません。

○中塚委員

ちょっと言葉の定義を教えてくださいなのですが、いわゆる「執行停止」と「債権放棄」というのはどう違うのですか。例えば区民税や国保料を、滞納したときに、理由があつて執行停止にする場合があるのと、今回のように生活保護費や処分自転車等売却費なりを、債権放棄する場合では、どう違うのか、仕組み上、よくわからないので、ご説明いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○齋藤会計管理者

債権の執行停止は、まさに債権は残っているけれども、収入の状況、資産の状況から徴収するに、言葉は適切でないかもしれませんが、しのびないということで執行はしない。ただ、遅延利息相当分が発生しない、発生する、それは債権の種類によって若干違いますけれども、債権本体、支分権執行

はしないということです。

私債権等の管理に関する条例では、一旦状況を見て、1年間、様子を見る。資力が回復するかどうかは状況を見る、その後、状況が変わればまた債権の徴収はさせていただきます。状況が変わらなかったときに、初めて債権を放棄する、こういう取り扱いになっているので、執行停止して1年たって放棄するという形になります。

○中塚委員

滞納金など執行停止をして、1年たって状況が改善が見込めるときに債権を放棄するというお話ですが、今回の資料ですと、いわゆる生活保護費と処分自転車等売却費だけで、区民税だったり、国保料だったり、ほかのものの債権放棄は、おそらくこの間見たことがない気がするのですが、どのような取り扱いになっていらっしゃるのか。大体、生活保護の関係がいつも主だったというふうには記憶しているのですが、単純な疑問から聞きますが、ご説明いただけますでしょうか。

○齋藤会計管理者

冒頭も申し上げましたとおり、区民税、国保料、こういったものは自力執行権と申しまして、区で差し押さえ、換価処分もできますので、各所管で対応しております。ですから、各所管で報告があるかどうか、私は詳細はわかりませんが、私が所管しておりますのは、あくまで私債権といわれているものでございます。

○中塚委員

ほかの委員会のことについては聞けないですが、税務課長がいるので、区民税については、別に区民税も滞納があって差し押さえをして、返済の見込みがない場合に、その執行停止が行われていると思うのですが、区民税としては、いわゆる債権放棄としての手続を行った実績は過去にないということなのですか。

○伊東税務課長

区民税関係のことに関しては、当然、執行停止ですとか債権放棄がありますので、それは決算の段階で決算書に数字を載せさせていただいて報告をしているところでございます。

○中塚委員

確かに言われてみれば、決算書に載っていました。ここの資料は私債権のものですか。ごめんなさい、よくわかりました。

○伊藤委員長

他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 平成31年4月21日執行 品川区議会議員選挙執行計画について

○伊藤委員長

次に、(8)平成31年4月21日執行 品川区議会議員選挙執行計画についてを議題に供します。
理事者より説明をお願いいたします。

○秋山選挙管理委員会事務局長

では、私から、資料に沿いまして、(8)平成31年4月21日執行の品川区議会議員選挙執行計画につ

いて、ご説明をいたします。

おめくりいただきまして1ページでございます。

告示日は、平成31年4月14日。選挙期日は平成31年4月21日。統一地方選挙に関しましては、国の臨時特例法で定めておりまして、この日程は、12月の国会の会期末に臨時特例法が可決されたことにより確定したものであります。

選挙すべき数は40人でございます。

選挙長および同職務代理者は、ご覧のとおりでございます。

選挙人名簿への登録は、登録基準日、登録日も4月13日の土曜日、住所要件、年齢要件等は記載のとおりでございます。

区内転居は、平成31年3月22日以前に届出をした者は新住所の投票所、それ以降は旧住所の投票所でそれぞれ投票ということになります。

立候補届出受付ですけれども、告示日4月14日の午前8時30分から、品川区役所の251～253会議室で行います。

立候補予定者説明会は、平成31年2月15日金曜日、午後2時から、同じく251～253会議室で行います。

立候補届出関係の事前審査は、3月18日から4月5日までの間、品川区選挙管理委員会事務局で受付をいたします。

おめくりいただきまして、投票でございますおよび投票日および投票時間等は、平成31年4月21日、当日投票所は43カ所。期日前投票および不在者投票期間等は、品川区役所、各地域センターが平成31年4月15日から4月20日まで。アトレ大井町が4月17日から4月20日までの4日間でございます。

郵便等投票による不在者投票の請求期限は4月17日の水曜日までということになってございます。

選挙会（即日開票）でございますけれども、投票時の当日、4月21日の午後8時35分から開始となります。

選挙立会人は、届出期限が平成31年4月18日の木曜日、午後5時までに品川区選挙管理委員会に届出をいただきまして、選任の「くじ」は、同日午後6時より行います。

9番、入場整理券ですが、33万枚、世帯ごとに封書で郵送しますので、およそ21万4,000通を4月9日に発送いたします。

候補者の「氏名等掲示」の掲載順序を決める「くじ」は、告示日の午後5時30分から行います。

3ページにいきまして、選挙公報です。選挙公報も告示日の午後5時までに品川区選挙管理委員会に届出をいただくものでございます。

掲載順序決定のくじは、4月14日の午後5時半から。

配布方法ですけれども、これは各戸配布により全世帯に配布いたします。

配布期間であります。4月15日から4月20日までとなっておりますけれども、一応、事業者とは月・火・水の3日間、木曜日を予備日として契約をする予定でございます。

12番、公営ポスター掲示場の設置でございますけれども、64面を想定してございます。設置場所は346カ所。4月14日から貼れるようにあらかじめ設置いたします。

個人演説会の開催は、公営施設においては4月16日から20日まで。その他の施設については4月14日から20日まで。

当選証書の付与ですけれども、開票の翌日、4月22日月曜日、午前10時から、251～253会議室で行います。

収支報告書の提出は、4月22日から5月6日までです。これは公職選挙法で15日目までに提出することと言われておりますので、今回、4月27日から5月6日まで10連休ですけれども、受付対応する予定でおります。日時については検討中でございます。

選挙公営関係請求書等の提出については、4月22日から5月31日までということをお願いいたします。

めくっていただきまして4ページ、5ページは当日投票所の一覧で、前回と変更はございません。

6ページは、期日前投票所の一覧で、こちらも変更はございません。

○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○いながわ委員

3ページの15の収支報告書の提出で、22日から6日ということで、10連休中も対応するというご説明があったのですが、確認なのですが、収支報告書の提出は、ただ持つていくのではなくて、連絡して持つていきますからと予約して、その場で訂正箇所等を指示されて、再提出という感じだったと思うのですけれども、もしそうであるのであれば、10連休はなかなか読めない部分がありますので、なるべく早めに明確にされたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○秋山選挙管理委員会事務局長

2月15日の立候補予定者説明会では、いつ予約をしていただきたいというような日程等をお示しいこうというふうに考えております。当然、こちらへ来ていただく日程等を事前に予約していただけるようなことを考えてございます。

○いながわ委員

あと1点。これ、修正申告の場合は、この期日を過ぎても受け付けるということではなかったですか。それも含めて6日まで、15日以内とするということでしょうか。

○秋山選挙管理委員会事務局長

収支報告書の提出は15日間というふうに公職選挙法で決められておりますけれども、例えば電話代とかが後から請求が来たりということがあるので、これで一次の受付を完了させていただいた上で、修正、それから後からの報告書等も受け付けるという形で今までもやっております。

○中塚委員

2点だけなのですけれども、郵便等投票による不在者投票についてなのですけれども、1週間という期間だと、なかなかやりとりしている間にできなかったという話をよく伺うのですけれども、ここに書いてある4月17日水曜日までに請求をするには、何日までに交付のための申請をすればいいのかご説明いただきたいと思ひます。

○秋山選挙管理委員会事務局長

郵便投票につきましては、事前に郵便投票をしたいという意思で、こちらのほうに申請をしていただいた上で郵便投票の請求をいただくということなので、それについては特に期限は設けてはおりませんけれども、実際的には、郵便投票の申請について許可書が手元に行くまでにある程度日程がかかります

ので、それについては早めをお願いするという事で毎回お話をさせていただいております。

○中塚委員

事前にということは、告示日の前に交付のための申請をするということになるのか、そこがよくわからない方が多くて、告示日からだと、郵便でやりとりしている間に17日を過ぎてしまったという話が、そんなに多くはないけれども、投票したいと思っている方ができないということを知りたいのですが、告示日より前に交付のための申請ができるということなのか、そこを確認させてください。

○秋山選挙管理委員会事務局長

郵便投票につきましては、選挙にかかわらず、その状況に達した時点で、請求、登録ができますので、今でも登録は受け付けております。郵便投票ができる資格の方と申しますか、障害者手帳をお持ちとか、要介護5の方などは、今のうちから請求をいただければ、郵便投票の証明書をお渡しします。区議会議員選挙の投票用紙の請求は4月17日までという形になってございますので、そのようにお願いいたします。

○中塚委員

ありがとうございました。

最後に、14番の当選証書の付与なのですけれども、私事で申しわけないのですけれども、立候補し当選した人にどう届くのか、よくわからないまま何回か選挙をしまっている部分があるのですけれども、夜中に電話が来たり、昔は選挙管理委員会の方が事務所まで来たり、いろいろなケースがあるので、今回は開票が閉まってからの対応になると、本当に選挙管理委員会の方は大変お疲れさまだとは思いますが、どういうふうになるのか、その流れだけご説明いただけますか。

○秋山選挙管理委員会事務局長

選挙会が終わるのは、最終的な確定が夜中の2時とかぐらいになるので、それ以降にご連絡をさせていただく。その連絡先等を立候補の届けのときにお聞きして、この電話番号に電話する等の連絡方法を事前にお伺いするという形で連絡をさせていただく予定です。

あとは、ホームページ等で、当選確定次第、情報を発表いたします。

○中塚委員

仕組みがわかっていないので、ありがとうございます。

○吉田委員

1点だけ。選挙公報の配布期間ですけれども、実際には配慮してくださっているのは理解しているのですけれども、今、期日前投票を行う人がすごく多い中、20日まで、原則そういうことなのでしょうけれども、なるべく早く配っていただきたい。実際、作業の関係で難しいというの理解しますが、投票した後に届いてしまうということになりますし、ぜひこれはなるべく限りなく前のほうに配っていただきたいと思います。何かコメントがあればいただきたいと思います。

○秋山選挙管理委員会事務局長

なるべく早期に配布できるようにということで事業者とは話をしております。

それから、期日前投票所には、開始の15日の朝から配布はしておりますので、間に合わない方は期日前投票所で言ういただければ、選挙公報をお渡しできるようにしております。

○新妻副委員長

済みません、1点だけお願いをさせていただきたいのですが、期日前投票の中で、点字で投票されたという場合、候補者一覧が点字でなかなかすぐには届かない時間がかかるということを伺っているの

ですが、これも早めにお願ひしたいというところと、今回、統一地方選ですので、候補者が多いと思うのですが、できるだけ大きな文字で候補者名の一覧をつくっていただくなど何か対応策があるのかどうかお伺ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○秋山選挙管理委員会事務局長

点字も選挙公報と同じように、委託等をつくっておりますので、これもなるべく早く期日前投票所に配備できるように、こちらのほうも用意していきたいと思っております。

それから、氏名等掲示の一覧表ですけれども、なかなか字を大きくすると全体が大きくなってしまって、枠に入らないという問題もございますので、これもなるべく大きくできるように、こちらのほうで対応していきたいと思っておりますが、なかなか限度があるということをご理解いただきたいと思います。

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察報告書について

○伊藤委員長

次に、予定表2の「行政視察報告書について」を議題に供します。

既に皆様方に配付しておりますが、視察先での説明および質疑内容を9月18日の委員会終了後に行いました報告会をもとに報告書を調製させていただきました。このような形で議長に報告したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、このように議長に報告をさせていただきます。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○伊藤委員長

次に、予定表3、「その他」を議題に供します。

何かありますか。

ないようですので、1点ご報告いたします。

去る12月7日の委員長会議において、議長より、来期の各常任委員会における所管事務調査の調査事項を決定する上で参考となるように、所管事務調査のまとめ、もしくは現況報告を提出してほしいという旨の依頼がありました。本委員会におきましても、これまで取り組んでまいりました選挙啓発のあり方について、および人権行政のあり方について、それぞれ調査・研究を行ってまいりましたので、議長からの依頼のとおり、活動現況報告書をまとめたいと考えております。こちらにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員長

ありがとうございます。

議長に報告する文書につきましては、後日皆様にもお配りさせていただきます。よろしくお願ひいた

します。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後 3 時 1 8 分閉会